

パースシャルスピンオフの会計処理、審議

—ASBJ、企業結合専門委

去る4月13日、企業会計基準委員会は第102回企業結合専門委員会を開催した。

第498回親委員会（2023年4月10日号（No.1674）情報ダイジェスト参照）において新規テーマとされた「パースシャルスピンオフの会計処理」について審議された。

基準開発の範囲

事務局は、パースシャルスピンオフに係る改正税制が時限的なものであることを勘案すると、今回の基準開発において次の①、②を優先すべき論点として取り扱い、これらに対応するように基準開発を進めること、その場合は、その他の論点は今後対象取引が増加するなどにより、関係者からの基準開発のニーズが高まった段階で検討し、必要に応じて基準開発を行うことを提案した。

① スピンオフ実施会社に一部の持分を残す株式分配（按分型）において、スピンオフ実施会社は配当財産の適正な帳簿価額をもって資本を減額すべきか

② 子会社株式を分配し支配を喪失した場合、スピンオフ実施会社は連結上、按分変動による差額を損益に計上すべきか、利益剰余金の増減とすべきか

③ 関連会社をスピンオフ実施会社とする株式分配（按分型）により、スピンオフ対象会社がスピンオフ実施会社の株主の子会社や関連会社以外となる場合（関連会社株式からその他有価証券、スピンオフ実施会社の株主への次の論点をどう考えるか

・個別財務諸表上、スピンオフ対象会社の株式を時価で測定し、損益を計上すべきか
・連結財務諸表上、持分変動による差額を損益に計上すべきか、利益剰余金の増減とすべきか

④ 中間型分割（按分型）の取扱いを定めるべきか、定める場合、株式分配実施会社に一部の持分を残す株式分配（按分型）と同等の取扱いとすべきか

きか

専門委員からは「どこに重きを置いて開発するかわかるようにし、範囲を絞るべき」、「論点を差し置いた基準化に懸念がある」等の意見が聞かれた。

スピンオフ実施会社の個別財務諸表上の会計処理

事務局提案は次のとおり。

(1) 対象範囲

株式分配実施会社から事業を独立させる組織再編を行ったか否かに着目し、株式分配後に子会社に対する支配を喪失する一部留保の株式分配（按分型）を対象とし、全部配当の株式分配（按分型）と同様の例外的な定めを設けるか否かの検討を行う。

(2) 会計処理

株式分配後に子会社に対する支配を喪失する一部留保の株式分配（按分型）の場合、全部配当の株式分配（按分型）の場合と同様に、株式分配実施会社は配当財産の適正な帳簿価額をもってその他資本剰余金またはその他利益剰余金を減額する。

仮に前記の取扱いとする場合、企業会計基準適用指針2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」10項(2)を次のとおり改正

する。

保有する子会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当（按分型の配当）する当該子会社に対する支配を喪失する場合

*

専門委員からは、「事務局提案に至る理由として、総体としての株主にとっての投資の継続・清算の観点が挙げられているが、すべての現物配当にいえしてしまうのでは」等、さまざまな意見が聞かれた。

会計

「電子決済手段」関連公開草案、議論大詰め

—ASBJ、実務対応専門委

去る4月24日、企業会計基準委員会は第158回実務対応専門委員会を開催した。

第157回（2023年5月1日号（No.1676）情報ダイジェスト参照）に引き続き、資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて審議された。

実務対応報告公開草案の文案

前回までの審議と第499回親委員会での審議内容を踏まえ、修正等が加えられた文案が提示された。

たとえば、本実務対応報告を公表日に適用する場合、企業会計基準24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下、「過年度遡及会計基準」という）6項に定める会計方針の変更に関する

原則的な取扱いに従い、新たな会計方針を遡及適用することになるとする案が示された。専門委員からは、「遡及適用が実務上不可能な場合であつても、原則的な取扱いしか使えないようにみえる。経過措置を定めないとといった表現はどうか」との意見が聞かれ、事務局は「過年度遡及会計基準に沿う形で修正案を考えた」と回答した。

*

その他、コメントの募集および公開草案の概要の文案の検討がなされた。

今後の審議予定

今後、親委員会での審議内容を踏まえ、早ければ5月の第2回目の親委員会にて公表議決したい旨が、事務局より示された。

景気の慎重な見方を示すベージュブック

4月19日、米連邦準備制度理事会（FRB）により発表された米地区連銀経済報告（ベージュブック）によると、過去数週間で経済活動の大きな変化はなかったものの、総じてやや景気の弱さを示唆するデータがみられた。消費支出は、物価上昇が続くなかで横ばいから若干減少しており、消費者の支出意欲に影響を与えている可能性がある。住宅および非住宅用不動産市場は、販売、新築活動、およびリース活動が横ばいから減少していることが報告されており、不動産市場全体が若干低迷していることがわかる。

さらに銀行の貸出量とローン需要が減少しており、与信基準が厳しくなったと報告した地区がみられる。米シリコンバレー銀行（SVB）などの破綻後の不透明感が影響しているようだ。これは、不確実性や流動性への懸念の高まりを示し、今後の企業活動や消費に影響を与える可能性がある。

次回5月2日、3日の連邦公

開市場委員会（FOMC）では、こうした経済活動の横ばいなどが、追加利上げにブレーキをかける要因になることは確かである。前回3月のFOMCで0.25%ポイントの利上げを決定したが、追加利上げを実施するにしても前回同様の上げ幅にするか、政策変更を見送るかの選択肢になるだろう。

その点からも、4月28日発表の3月の個人消費支出（PCE）デフレーターは注目経済指標だ。同時発表の1-3月期四半期雇用コスト指数も賃金インフレの懸念を払しょくするうえで注目される。前々回、前回の結果では、1.2%、1.0%上昇と低下傾向にあり、個人消費同様にインフレの行方を占う重要な指標だ。これらの指標が想定外の結果を示す場合、FOMCは金融政策の調整を慎重に検討する必要がある。

景気回復力の弱い状況から、FRBの繊細な舵取りが必要だ。労働市場等を鑑み、均衡のとれた金融政策が望まれる。

会計・監査・開示 ※来し方行く末

株式会社による会社運営① （株式会社の特徴）

公認会計士
市川 育義

前号まで6回にわたり資本市場関係者の基本的な役割について説明したので、今回は投資対象となる株式会社の会社運営について特徴的な点を説明する。

① 会社形態の種類

わが国において、ある事業を会社形態で運営するには、会社法のために従い、株式会社、合名会社、合資会社または合同会社といずれかの形態にすることが必要となる。このうち、株式会社以外の会社は、持分会社と総称されている（会社法575①）。

これは、持分会社に属する合名会社、合資会社および合同会社の3社と株式会社とは決定的に相違する点があることによるが、それは、出資者が業務執行を行うかどうか、すなわち所有と経営が分離しているかどうかという点にある。

出資者を株式会社では「株主」といい、持分会社では「社員」というが、基本的には、所有と経営が分離している形態（株主も取締役）が株式会社で、所有と経営が分離していない形態（社員も業務執行社員）が持分会社として整理されることになる。

なお、持分会社とされる「合同会社」は、2006年の会社法

施行により「有限会社」に代わって新たに誕生した会社形態である。依然として知名度は低いようであるが、設立費用が安く、経営の自由度も高く、決算公告や会計監査人監査は不要などであるため、設立する会社は近年増加傾向にある。

② 株式会社の特徴

所有と経営が分離することになれば、資本提供者（株主）は自ら事業を立ち上げることなく、その道のプロに経営を任せることにより、より多くの利益を得ることができる。また、経営者としても、資本提供者から多額の資金供給を受けることで事業拡大の道を拓くことができる。

しかし、所有と経営が分離する場合において、重要な点がいくつかある。

1つ目は、経営者が経営に集中できるよつ、資本提供者（株主）への資本の返済義務をなくすことである。事業が成長している段階で資本の返済を求められれば、成長のブレーキとなり、他の出資者の利益を損なうことになる。

2つ目はガバナンス体制の構築である。経営者を返済義務から解放するからといって、すべてお任せというわけにはいかない。投

資家としては、議決権行使のみならず、自身の思いどおりに経営者が活躍しているのかを監視・監督するガバナンス体制の構築を必要とすることによる。たとえば、経営者が策定した資本の使い道（経営方針、戦略等）を見極め、その進捗状況の監視・監督を行う機関（取締役会等）を投資家の代理として会社内に設置し、場合によっては経営者の暴走を止めることも想定しなければならない。重要なのは、委任者である投資家と受任者である経営者との信頼関係の構築に向けた運用にある。

3つ目は、資本提供者（株主）が負担すべき損失部分は出資額までと限定できるようにすること（有限責任）である。これは、投資家の損失負担の限度額を明確にすることで、投資家のリスファヘッジに資するものである。

そして最後の4つ目は、返済義務のない株式の換金可能性を確保するため、第三者に譲渡することを確認すること（譲渡可能性）である。これは、株式会社に対する持分請求権を他の第三者に譲渡可能な金融商品として再生させるものであり、近年の資産流動化などのビジネスの発展にもつながっているものと考えられる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年4月17日	新任監査等委員ガイド(第2版)	監査役協会	2015年施行の会社法改正による監査等委員会設置会社の創設を受け、新任の監査等委員を対象とした実務におけるガイドの改訂版。2018年の初版発行後の会社法改正や改訂版コーポレートガバナンス・コードの適用開始、監査等委員会監査等基準等の改定等を反映したもの。 https://www.kansa.or.jp/news/post-6730/	—
2023年4月21日	財務報告内部統制監査基準報告書1号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正(公開草案)	JICPA	4月7日に企業会計審議会が公表した内部統制基準・内部統制実施基準の改訂を受けて、所要の改正を行うもの。コメント期限は6月23日まで。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20230421eed.html	—

証券

日本株価の独歩高は続かない？

4月中旬、日本株価の上昇が目立った。日経平均は8日連騰を記録した。出来高の水準は低く、熱狂とは程遠いものだったが、平均株価が年初来高値を更新したことで、市場の雰囲気は明るくなったのは確かだ。

植田日銀新総裁着任と金融政策姿勢表明が市場に与えた安心感がいかに大きかったかを物語るが、アメリカの著名投資家バフェット氏の来日時の日本株を評価する発言も日本の投資家の背中を強く押ししたようだ。

世界の潮流とかけ離れた日銀の政策スタンスの堅持は、株式市場の心配の種であったが、3月頃から世界的なインフレにピークアウト感が出始めた。昨年来、インフレ封じ込めを最優先の政策課題として、政策金利の引上げを順次、強化してきた米連邦準備制度理事会(FRB)も金利引上げ幅、引上げ回数、縮減を仄めかすようになってきた。植田日銀総裁の主催する最初の金融政策決定は4月27日、28日だが、株式市場を驚かさず政策修正はまずないだろう。

一方、日本以外の主要国市場では、日本株価が連騰中、ほとんどの国の株価が一進一退、横ばい状態であった。中心の米株価がそうだったため、アジア、欧州等の株価も米市場に追随し、横ばいで推移した様子だ。

米市場では、FRBがインフレのピークアウトを認めつつも、大幅賃上げ、石油・エネルギー価格の動向など油断ならぬ要素があるとして、物価への警戒を緩めていない。3月に表面化した銀行危機は現在、経営破綻の広がりには止まったようだが、今後どう問題が噴き出すかとの不安は消えていない。米株価が横ばい状態を脱し、上昇軌道へ復帰するためには、インフレ率の大幅な低下、FRBの利上げ計画の修正が基本条件である。

日本株価は4月に独歩高の様相を示したが、状況が長続きするとは思われない。最近の訪日外国人や国内旅行者の急増を消費増加につなげ、企業収益を立ち直らせるなどの株高持続支援が求められる。

経理用語の豆知識



グループ通算制度適用時の取扱い

グループ通算制度を新たに適用する場合には、グループ通算制度の適用の承認があった日または承認があったものとみなされた日の前日を含む連結会計年度および事業年度の連結財務諸表および個別財務諸表から、翌年度よりグループ通算制度を適用するものとして、税効果を適用する。ただし、適用の承認を受けていない場合であっても、翌年度よりグループ通算制度を適用することが明らかな場合であって、かつ、グループ通算制度に基づく税効果会計の会計処理が合理的に行われると認められる場合には、これらを満たした時点を含む連結会計年度および事業年度の連結財務諸表および個別財務諸表から、翌年度よりグループ通算制度を適用するものと仮定して税効果会計を適用することができる。

グループ通算制度においては、適用の承認手続が連結納税制度から原則として変更されておらず、連結納税制度における取扱いを踏襲している。

契約における重要な金融要素



契約の当事者が明示的または黙示的に合意した支払時期により、財またはサービスの顧客への移転に係る信用供与についての重要な便益が顧客または企業に提供される場合には、顧客との契約は重要な金融要素を含むものとするとされている。

金融要素が契約に含まれるかどうかおよび金融要素が契約によって重要であるかどうかを判断するにあたっては、①約束した対価の額と財またはサービスの現金販売価格との差額、②約束した財またはサービスを顧客に移転する時点と顧客が支払う時点との間の予想される期間の長さおよび関連する市場金利の金融要素に対する影響、を含む関連するすべての事実および状況を考慮することとされている。

顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合、取引価格の算定にあたっては、約束した対価の額に含まれる金利相当分の影響を調整する。収益は、顧客が支払うと見込まれる現金販売価格を反映する金額で認識する。